

平成29年度 高年齢者雇用開発コンテスト実施要綱

1 目的

高年齢者雇用開発コンテストは、高年齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例について表彰を行うことで、改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を国民及び企業等に広く周知することにより、雇用環境の整備に係る企業等の具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的として実施する。

2 主催

厚生労働省

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

3 募集内容

働くことを希望する高年齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるようにするため、各企業等が行った創意工夫の事例を募集する。具体的な例示としては、以下を参考にされたい。

① 制度面の改善

定年制の廃止や定年年齢の引上げ、継続雇用制度、賃金・評価制度の改善のほか、短時間勤務等柔軟な雇用形態、在宅勤務制度の導入、役割の明示、評価・面談制度の導入など

② 高年齢者を戦力化するための工夫

組織風土の改善、職場コミュニケーションの推進、新職場・職務の創出など

③ 能力開発

高年齢者を対象とした教育訓練やキャリア形成支援のほか、高年齢者による技能継承など

④ 職場環境の改善

ミスの防止、ムダな動きの削減、疲労防止など、高年齢者が働きやすくするための職場の環境改善

⑤ 健康管理・安全衛生・その他

高年齢者を対象とした健康管理・メンタルヘルス・安全衛生管理・福利厚生などに関する改善

4 応募資格

(1) 原則として、「企業」又は「事業所」からの応募であること。

(2) 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこと。

(3) 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていること。

但し、高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、希望者全員が65歳まで働ける制度には該当しないことから、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とする。

5 応募要項

(1) 指定の応募様式に記入又は入力の上、紙媒体又は電子媒体で提出する。また、写真、図、イラスト

等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付する。

(2) 応募様式は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）各都道府県支部高齢・障害者業務課（東京及び大阪にあつては高齢・障害者窓口サービス課を含む。以下「各都道府県支部高齢・障害者業務課」という。）において紙媒体又は電子媒体で配付する。また、機構のホームページからも入手可能とする。

(3) 応募締切日

平成29年5月11日（木）

*各都道府県支部高齢・障害者業務課から機構本部への提出締切は平成29年5月26日（金）
〈必着〉

(4) 提出先

各都道府県支部高齢・障害者業務課へ提出する。

6 審査、表彰

(1) 審査

応募のあつた事例について、各都道府県労働局及び各都道府県支部高齢・障害者業務課等から構成される都道府県事前審査委員会並びに厚生労働省本省、機構本部、学識者から構成される本部審査委員会における審査を経て、以下（2）の賞に係る対象事例を選定する。

(2) 賞

①厚生労働大臣表彰

最優秀賞 1編

優秀賞 2編

特別賞 3編

②独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

優秀賞 若干編

特別賞 若干編

※各賞の入賞編数は予定数であり、各審査を経て入賞の有無・入賞編数等が決定されること。

(3) 入賞企業等の発表等

入賞企業等は、平成29年9月下旬を目処に厚生労働省及び機構において報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ厚生労働省又は機構より通知する。また、10月中に表彰式を行う。

7 特記事項

応募を行った企業等または取組等の内容が以下の事項に該当する場合は、この点を考慮した審査を行うものとする。

(1) 法令遵守状況等に問題がある場合

労働関係法令上または社会通念上、事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される問題が確認された企業等が応募を行った場合。

(2) 機構の事業等を行っている場合

生涯現役をめざす職場づくり研究等の機構の事業及びその類似事業を行っている企業等が、これらの事業に基づく取組そのものを内容とする応募を行った場合。

8 その他

(1) 募集の周知

募集の周知は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構において、募集要項の配布や各種広報誌・ホームページへの掲載、報道発表等により行う。

(2) 応募の勧奨

都道府県労働局、ハローワーク及び機構が連携し、企業等に対する応募の勧奨に努める。

(3) 著作権等

応募された文書の著作権及び使用権は主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構による啓発活動において活用する。